

第22週の発生動向 (2008/5/26~2008/6/1)

1. 咽頭結膜熱については、東地方+青森市保健所管内において2007年第45週から、むつ保健所管内では、2007年第48週から**警報**が続いています。
2. A群溶血性レンサ球菌咽頭炎については、東地方+青森市保健所管内において第8週から、**警報**が続いています。

第22週五類感染症定点把握 注:五類感染症定点把握疾病の警報・注意報については、二次保健医療圏単位で判定しています。

疾患番号・疾患名	東地方+青森市		弘前		八戸		五所川原		上十三		むつ		青森県計		増減数 (前週からの増減)	東地方(再掲)		青森市(再掲)		定点数						
	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点		数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	
(85) インフルエンザ										2	0.22			2	0.03	1										
(74) RSウイルス感染症			2	0.22										2	0.05	1										
(75) 咽頭結膜熱	12	1.33	5	0.56					8	1.33	8	2.00	33	0.79	16		1	1.00	11	1.38						
(76) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	33	3.67	18	2.00	5	0.56	2	0.40	8	1.33	10	2.50	76	1.81	-22		3	3.00	30	3.75						
(77) 感染性胃腸炎	42	4.67	11	1.22	30	3.33	15	3.00	19	3.17	56	14.00	173	4.12	2		6	6.00	36	4.50						
(78) 水痘	9	1.00	14	1.56	22	2.44	3	0.60	8	1.33			56	1.33	-18		3	3.00	6	0.75						
(79) 手足口病					1	0.11							2	0.05	-2											
(80) 伝染性紅斑	1	0.11			5	0.56	1	0.20					7	0.17	-4				1	0.13						
(81) 突発性発しん	8	0.89	2	0.22	3	0.33	1	0.20	1	0.17	6	1.50	21	0.50	0		1	1.00	7	0.88						
(82) 百日咳													1	0.02	1											
(72) 風しん	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。																									
(83) ヘルパンギーナ	18	2.00	1	0.11					5	0.83	2	0.50	26	0.62	11				18	2.25						
(73) 麻しん	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。																									
(84) 流行性耳下腺炎	1	0.11	3	0.33	1	0.11	1	0.20					6	0.14	1				1	0.13						
(86) 急性出血性結膜炎															0											
(87) 流行性角結膜炎	2	1.00			3	1.50							5	0.45	1				2	1.00						
(95) マイコプラズマ肺炎					8	8.00					1	1.00	9	1.50	8											

は警報
 は注意報
 「空欄」: 患者発生数 0

表 以外の感染症法対象疾患 (注:届出数は速報値です)

- (9) 結核(二類全数把握疾患): 弘前2人、八戸1人、上十三3人、むつ1人、青森市1人 (20年計:214人)
- (34) つつが虫病(四類全数把握疾患): 弘前1人、八戸1人 (20年計: 5人)
- (73) 麻しん(五類全数把握疾患): 弘前1人 (20年計: 47人)

感染症の窓

鳥インフルエンザ

国内の野鳥では、2007年3月に熊本県のクマタカ、今年4月下旬から5月上旬にかけて北海道、青森県、秋田県のハクチョウから鳥インフルエンザウイルス(H5N1)が確認されています。いずれの事例も、中国や韓国で鳥類から検出された鳥インフルエンザウイルスと遺伝子レベルで非常に近縁であることがわかっていますが、どのような経路で国内の野鳥に感染したかについては環境省等の関係機関において調査が続けられています。また、海外の野鳥では、中国、モンゴル、ロシア、イラン、アゼルバイジャン、カザフスタン、トルコ、ギリシャ、オーストリア、イタリア、ドイツ、イギリスなどユーラシア大陸において広く発生が確認されています。

これまで、野鳥からヒトへの感染が確認された事例は世界的にありません。(ニワトリやアヒルなどの家きんからヒトへの感染は確認されています。)しかし、アゼルバイジャンにおいて、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染していたと疑われている死亡野鳥(ハクチョウ)の羽をむしるなど濃厚に接触したヒトが、鳥インフルエンザに感染した事例が知られています。

野鳥には、むやみに触らず、特に衰弱・死亡した野鳥を見かけた場合には、各地域県民局林業振興課又は各保健所に連絡してください。

また、日常生活において、鳥やペットに触れたあとに、**手洗い、うがいを励行することは鳥インフルエンザだけではなく、ほかの感染症の予防のためにも大切なことですので、習慣づけるようにしましょう。**